

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 15 号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 2 条の 2 [略]	第 2 条の 2 [略] 第 2 条の 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を <u>改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から</u> <u>第 10 項までの規定による給料を支給される職員に関する第 2</u> <u>条の規定の適用については、別表中「給料月額」とあるのは、</u> <u>「給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部</u> <u>を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項か</u> <u>ら第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。